

(仮称) 町田市性の多様性を尊重し誰もが安心して暮らせる社会づくり条例 (素案)

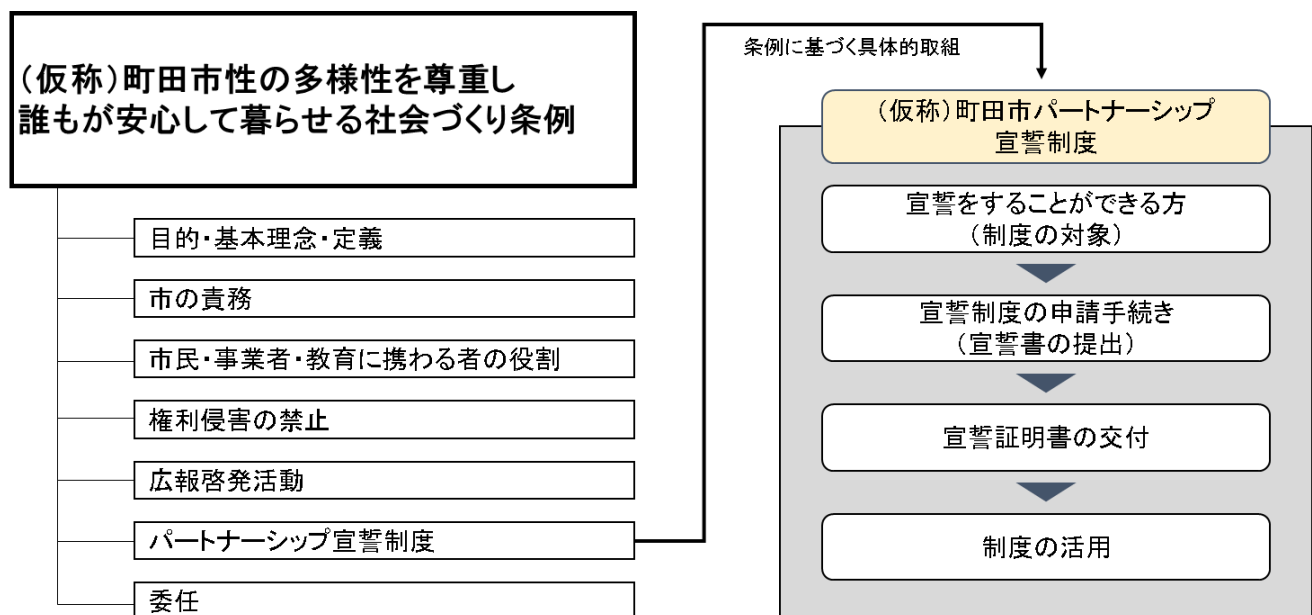
1 条例制定の趣旨

町田市（以下「市」という。）が、「(仮称) 町田市パートナーシップ宣誓制度」（以下「本制度」という。）を導入するにあたっては、本制度の位置づけや手続き内容を明文化するだけでなく、性的マイノリティと言われる方への差別や偏見をなくし、一人ひとりの性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる社会を目指す必要があると考えました。そのためには、市だけでなく、市民の皆様、事業者の皆様、教育に携わる方々の協力が欠かせないことから、条例を制定することにより、本制度を円滑に実施するとともに、全市を挙げた取組としたいと考えております。

そこで、「(仮称) 町田市性の多様性を尊重し誰もが安心して暮らせる社会づくり条例」（以下「本条例」という。）を制定するものです。

なお、本制度の手続きの詳細については、本条例とは別に、市規則の制定や手引書の作成を行う予定です。

【本条例における「(仮称) 町田市パートナーシップ宣誓制度」の位置づけ】



2 条例の名称及び条文

(1) 本条例の名称

町田市性の多様性を尊重し誰もが安心して暮らせる社会づくり条例

【解説】

本条例を制定することにより、一人ひとりが、それぞれに性自認と性的指向をもっていることを理解し、お互いを認め合い、誰もが安心して暮らせる社会を形成していくことを表しています。

(2) 本条例の条文 (第1条～第11条)

(目的)

第1条 この条例は、性自認及び性的指向の多様な在り方（以下「性の多様性」という。）が尊重される社会づくりのための基本理念を定め、町田市（以下「市」という。）の責務並びに市民、事業者及び教育に携わる者の役割を明らかにし、一人ひとりが個性と能力を発揮しながら、その人らしく生きることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、本条例を制定するねらいと最終的な到達点を規定するものです。

【解説】

本条例は、私たち一人ひとりがその人らしく生きることができる社会に到達することを目的として、その実現のための基本理念を示すとともに、市の責務並びに市民、事業者及び教育に携わる者の役割を明らかにしています。

(基本理念)

第2条 性の多様性が尊重され、性自認及び性的指向を理由とする偏見及び差別がなく、誰もが安心して暮らしながら、多様な生き方を選択できる社会を目指すものとする。

【趣旨】

本条は、本条例における基本的な価値と目指すべき姿を規定するものです。

【解説】

本条例において、①性の多様性が尊重されること、②性自認や性的指向を理由とする偏見や差別が無いことの2つを基本的な価値観とし、目指す姿として、誰もが安心して暮らしながら、多様な生き方を選択できる社会を表しています。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)性自認 生物学的な性とは別に、自己が感じている自分の性に関する認識をいう。
- (2)性的指向 恋愛又は性愛の対象がどのような対象に向かうかを示す指向をいう。
- (3)パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、継続的かつ相互に協力することを約した戸籍上の性別が同一である2人の者の関係のことをいう。
- (4)宣誓 パートナーシップの関係にある2人の者が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

【趣旨】

本条は、本条例の条文中に用いられる用語の定義を規定するものです。

【解説】

- (1)性自認：第1条、第2条、第8条

出生時の生物学的な性の特徴により、法律上で割り当てられる性別（男または女）とは別に、自己が感じている自分の性に関する認識のことを言います。「心の性」と表現することもあります。

- (2)性的指向：第1条、第2条、第8条

恋愛感情や性的な関心が、どのような対象に向かうかどうかを示す指向のことを言います。「好きになる性」と表現することもあります。

- (3)パートナーシップ：第10条

双方が同性の2人であって、双方またはいずれか一方が、性的マイノリティ（LGBT等）である関係を言います。

(4) 宣誓：第10条

パートナーシップ宣誓証明を申請しようとする2人が市の窓口に赴き、市職員の前で、市規則で定めるパートナーシップ宣誓書に必要事項を記入し提出することを言います。

(市の責務)

第4条 市は、第2条に規定する基本理念にのっとり、施策を総合的に作成し、実施するものとする。

【趣旨】

本条は、本条例における市の責務を規定するものです。

【解説】

市では、2022年3月に策定した「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン（第5次町田市男女平等推進計画）」に基づき施策を推進します。また毎年度、本計画の進捗状況を評価し、取組の見直しや年次計画への反映を行います。

(市民の役割)

第5条 市民は、性の多様性に対する理解を深め、社会のあらゆる分野の活動において、性の多様性を尊重し、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、本条例における市民の役割を規定するものです。

【解説】

社会を構成する主体の一つである市民には、自らを含めた一人ひとりの性の多様性に対する理解を深め、社会活動において市の施策に協力することが期待されています。

また、本条における「市民」とは、在住、在勤、在学などにかかわらず、市に關係する市民個人や市民団体を含むと考えています。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、性の多様性に対する理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、性の多様性を尊重し、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、本条例における事業者の役割を規定するものです。

【解説】

事業者には、サービスの提供等において、あるいは雇用の主体としての行動を含め、その実施する事業活動において、一人ひとりの性の多様性に対する理解を深め、市の施策に協力することが期待されています。そして、誰もが安心して暮らしながら、多様な生き方を選択できる社会を目指すことができると考えています。

(教育に携わる者の役割)

第7条 教育に携わる者は、性の多様性に対する理解を深め、教育の場において、性の多様性に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、本条例における教育に携わる者の役割を規定するものです。

【解説】

性の多様性が尊重される社会づくりにおいて、教育の場は、一人ひとりの性の多様性への理解や価値観等の形成に大きな影響を与えていると考えています。そこで、教育に携わる者には、本条例の基本理念を十分に理解いただくこと等に加え、性の多様性に配慮した教育を行っていただくことを期待するものです。

(権利侵害の禁止)

第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる場面において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1)性自認又は性的指向を理由とする差別的取扱い又は暴力的行為**
- (2)性自認又は性的指向を、本人の意に反して公にすること。**
- (3)性自認又は性的指向の公表を強要し、又は禁止すること。**

【趣旨】

本条は、本条例の目的を達成するうえで欠かすことのできない「権利侵害の禁止」を規定するものです。

【解説】

第10条に規定する本制度の運用にあたり、同条に規定するパートナーシップ宣誓証明書（以下「本証明書」という。）を提示した者がパートナーシップの関係にあることを知り得た際などにおいて、(1)～(3)に列記した行為が行われた場合、制度を利用する妨げとなることが想定されることなどから、本条を設けたものです。

(2)では、性のあり方について本人の同意なく他人が暴露する、いわゆる“アウティング”の禁止について規定し、(3)は、自らの性自認や性的指向のカミングアウトについて、本人の自由意思に基づき、行う、行わない、を決められるよう規定するものです。

(広報啓発活動)

第9条 市は、市民、事業者及び教育に携わる者の性の多様性に対する理解を深めるため、必要な広報啓発活動に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市が広報啓発活動を行うことについて規定するものです。

【解説】

第5条～第7条（市民、事業者、教育に携わる者の役割）の達成のため、市が率先して、性の多様性に関する理解を深めるための広報啓発活動を、市民、事業者、教育に携わる者に行うことを表しています。

(パートナーシップ宣誓制度)

第10条 市は、性の多様性に起因する社会生活上の支障を軽減し、第2条に規定する基本理念を達成するための一助として、パートナーシップの宣誓に関する証明（以下「パートナーシップ宣誓証明」という。）を行う町田市パートナーシップ宣誓制度を実施するものとする。

2 市長は、宣誓があったときは、町田市規則で定めるところにより、公序良俗に反しない限りにおいて、宣誓を行った者に対し、パートナーシップ宣誓証明書を交付する。

3 パートナーシップ宣誓証明の申請手続その他必要な事項は、町田市規則で定める。

4 市、市民、事業者及び教育に携わる者は、その活動の中で、パートナーシップ宣誓証明を最大限配慮しなければならない。

【趣旨】

本条は、第2条に規定する基本理念を達成するために実施する本制度について規定するものです。

【解説】

本制度が、本条例を根拠として実施することを表しています。パートナーシップの宣誓があったときは、本証明書を交付することを示すとともに、その申請要件や手続きの詳細は、本条例とは別に市規則で定めることを表しています。

第4項にある最大限配慮とは、本証明書の提示等により、パートナーの関係を理解し、当事者が安心して社会生活を送れるような環境づくりに加え、本証明書を活用して、同性パートナーが婚姻関係にある者と同等あるいは準ずる形でサービス等を受けられるようにすることなどを、積極的に検討してもらうことを想定しています。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

本条は、本条例に定めのない事項は、市長が別に定めることを規定するものです。

— 参 考 —

条例の制定について

条例とは、地方公共団体がその自治立法権に基づいて制定する法形式の1つです。地方公共団体が条例を制定するときは、議会の議決によらなければなりません。

地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければなりません。

条例の効力は、長がこれを公布し、施行されることによって生じます。